

総会

配布：一般

2014年4月11日

原文：英語

人権理事会

第25会期

議事日程議題7

パレスチナおよび他の占領下のアラブ領域 における人権状況

人権理事会により採択された決議

25/29.

東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域 における人権状況

人権理事会は、

世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、児童の権利に関する条約並びにあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約を想起し、そしてこれらの人権文書は、東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域において尊重されなければならないことを再確認し、

人権理事会の関連する諸決議もまた想起し、

1967年以降占領されているパレスチナ領域における人権状況に関する特別報告者の最近の報告書並びに人権理事会の関連する他の最近の報告書に留意し、

人権を促進し国際法に対する尊重を確保する国際社会の責任を認識し、

国際司法裁判所が 2004 年 7 月 9 日に下した勧告的意見を想起し、また 2004 年 7 月 20 日の ES-10/15 および 2006 年 12 月 15 日の ES-10/17 の総会諸決議もまた想起し、

東エルサレム内および周囲を含む、占領下のパレスチナ領域におけるイスラエル（占領権力）により建てられている壁の建設並びにその関連する体制は、国際法に違反するということを含む、裁判所の回答にとりわけ留意し、

武力による領域の取得は認められないという原則を再確認し、そして入植地の建設、入植者用道路、壁およびパレスチナの土地の事実上の併合に等しい他の措置を通じた、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域の分裂に深く懸念し、

戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約の、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域への適用可能性を強調し、そして刑事制裁、重大な違反および締約国の責任に関する第 146 条、第 147 条および第 148 条の下でのジュネーブ第四条約の当事国の義務を再確認し、

国際法に定められそして関連する全ての国際連合諸決議並びに国際司法裁判所が 2004 年 9 月 9 日に下した勧告的意見において再確認されたその義務を果たすことにイスラエル（占領権力）が失敗したことに注意し、

全ての国家が、自国民の生命を守るためにその一般住民に対する致命的な暴力に立ち向かうため、国際人権法および国際人道法に一致した行動をとる権利と義務を有していることを再確認し、

シャルム・エル・シェイク了解を含む中東和平プロセスの文脈内で到達したイスラエルーパレスチナ合意の完全遵守の必要性およびイスラエルーパレスチナ紛争への恒久的な二国家間解決への中東カルテット行程表の実施を強調し、

子ども、女性および非暴力の平和的なデモ参加者を含むパレスチナ市民に対する死や負傷の原因となっている過度な武力の行使および軍事作戦から生じるものを含む、イスラエル（占領権力）

によるパレスチナの人々の人権の継続している組織的侵害；連帯罰の使用；地区の閉鎖；土地の没収；入植地の確立と拡大；1949年休戦ラインから始まる占領下のパレスチナ領域における壁の建設；東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域におけるパレスチナ住民に対して差別しそして過剰に影響するあらゆる政策または慣行；占領下のパレスチナ領域に違法に居住しているイスラエルの入植者と同領域のパレスチナ住民との間の水資源の差別的な割り当て；適切な生活水準に対する権利の成分である適切な住居に対する権利の侵害；財産と社会資本の破壊そして東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域の法的地位、地理学的性質および人口構成を変えることを計画したイスラエルによる他の全ての行動について深刻な懸念を表明し、

とりわけ子どもと女性を含むパレスチナ文民の中で甚だしい人命の損失と負傷者、パレスチナ人の家、財産、病院、学校および国際連合施設を含む重要な社会資本と公共施設および文民の国内避難場所に対する広範な破壊と損害の原因となった、2008年12月と2009年1月の間のそして2012年11月の封鎖と軍事作戦に事実上達した長期にわたる封鎖および厳しい経済的なまた移動の制限に由来するものを含む、ガザ地区における危機的な人道および安全状況並びにイスラエルへのロケットの発射についてとりわけ深刻に懸念し、

そのような広範な破壊の短期および長期の有害な影響とパレスチナの一般住民の人権状況および社会経済的並びに人道的条件についてのイスラエル（占領権力）による再建過程の継続的妨害について、深い懸念を表明し、

ガザ地区の閉鎖を直ちに終わらせることおよびイスラエルの懸念を考慮しつつ、ガザ地区内およびその中へそしてそこから外へのパレスチナの一般市民の移動の自由を許すための2005年11月15日の移動およびアクセスに関する協定並びにラファハ検問所の合意原則の完全履行のための必要性を強調し、

イスラエルの封鎖政策および厳しい制限とそのうちの幾つかは恒久的な国境検問所に似た構造に変革されてきた検問所、他の身体的制限並びに、パレスチナ住民だけに作用する差別的なやり方で適用され、その全てが、東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域全土に、人および医療並びに人道支援物資を含む物資の自由な移動を制限しそして領域の隣接関係を損なう許可体制に深い懸念を表明し、そして結果として生じるパレスチナの人々の人権の侵害および彼らの社会経済的

状況並びにパレスチナ経済を復旧することと開発することを目的とした努力についての悪影響、にまた深い懸念を表明し、

パレスチナ人の広範な人権侵害に帰着している、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域に不法に居住しているイスラエルの入植者が、道路、社会資本、土地、財産、住居、天然資源および司法手続に関してパレスチナ住民よりも優先的な取扱が与えられている、あらゆる政策および慣行を憂慮し、

財産の破壊および東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域におけるパレスチナ地域共同体のその当初の場所からの永続的な移送は、国際法の下で明記された最も限定的な事例のほかはすべて、それぞれ、ジュネーブ第四条約の第 53 条と第 49 条の下での財産の破壊および強制移送の禁止の違反を構成することを強調し、

多くの子どもおよび女性並びにパレスチナ立法評議会の選出された構成員を含む、多数のパレスチナ人が、特に非衛生的な条件、独房監禁、適切な治療のないこと、家族訪問の拒絶および適法手続の拒絶を含む、過酷な条件のもとで拘禁されまたイスラエルの刑務所または拘禁センターに勾留され続けていることおよび彼らの福祉を損なうことに更に深い懸念を表明し、またあらゆるパレスチナ人収監者の虐待および嫌がらせ並びに拷問のあらゆる報告について深い懸念を表明し、

東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域からのパレスチナ文民の拘禁、投獄および退去強制に関する軍の命令をイスラエル（占領権力）が制定することで起こり得る結果について懸念を表明し、またこれに関連して国際人道法のもとでの占領地域からの文民の退去強制の禁止を想起し、

状況を監視し、暴力を終わらせることまたパレスチナの一般住民を保護することに対して貢献しそして達した合意を実施する当事者に役立つため国際的な現地関与の必要性を確信しそして、これに関連して、ヘブロン暫定国際プレゼンスの積極的な貢献を想起し、

パレスチナ政府が治安部門で行った継続的な取組および確実な進展に留意し、当事者に対し、とりわけ安全を促進することおよび信頼を醸成することにより、パレスチナとイスラエル双方を利する協力を続けることを求め、そしてそのような進展が全ての主要な人口密集地に拡大されるであ

ろうという希望を表明し、

国際的な人権条約に示されているような人権の享受に対する同地域の全ての人々の権利を強調し、

1. 戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約の関連規定に違反してまた安全保障理事会の関連する決議に反して、東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域において、イスラエル（占領権力）により講じられた全ての措置および行動は、違法でありまた効力を有していないことをくり返し表明する。

2. イスラエル（占領権力）が、1949 年のジュネーブ第四条約の規定を完全に遵守した同条約に違反して行った全ての措置と行動並びに同条約の違反を直ちに止めることを求める。

3. パレスチナ住民が世界的に認められた自決の権利を行使できるように、東エルサレムを含む、1967 年以降占領しているパレスチナ領域から撤退するイスラエル（占領権力）の必要性を強調する。

4. イスラエル（占領権力）が、パレスチナの人々の人権を侵害する全ての慣行および行動を止めることを、また同国が人権法を十分に尊重することを、およびこれに関連して、関連する国際連合諸決議に従って、同国の法的義務を遵守することを要求する。

5. イスラエル（占領権力）が、ガザ全体の暮らし、経済的持続可能性および開発に直接の影響を持つ、輸入および輸出制限を含む、ガザ地区内、その中へそしてそこから外へのパレスチナ人の移動の自由並びに基本的な公益事業、住居、教育、労働、保健および様々な措置を経由した適切な生活水準に対するそのアクセスを深刻に制限する、ガザ地区の封鎖に等しいものを含む、長期の閉鎖および経済的制限と移動の制限を課すことを止めることも要求し、そしてこれに関連してイスラエルに対し、ガザ地区における人と物の持続的且つ定期的な移動とだいぶ遅れた再建の加速を許すための、移動およびアクセスに関する協定並びにラファハ検問所の合意原則を完全に履行することを求める。

6. 領土的統一、占領下のパレスチナ領域の全ての隣接性と領域保全に対する尊重の、そして東エルサレムへのまたからの、ガザ地区へのまた同地区からの、西岸とガザ地区の間の、そして外の世界へのまた外の世界からの移動を含む、パレスチナ領域内の人と物の移動の自由の保証の、必要性をくり返し表明する。

7. 治安上正当化する根拠が何も認められないガザ地区における漁網のイスラエルによる没収および損害に深刻な懸念を表明する。

8. 甚だしい人命の損失と膨大な数の負傷者の結果に帰着した、とりわけガザ地区におけるまた西岸における平和的な抗議の文脈におけるパレスチナ文民に対するイスラエル占領軍による武力の過大な使用を非難する。

9. 結果として生命の損失と負傷者をもたらしているイスラエル文民地区に対するロケット発射もまた非難する。

10. イスラエル入植者による礼拝場所の放火とオリーブの樹や穀物の破壊を含む、全てのテロ行為、挑発的行為、扇動および破壊を含む、あらゆる暴力行為を更に非難する。

11. イスラエルに対し、移動に関する制限およびイスラエル入植者によるまたイスラエルの軍事行動の結果としてのいやがらせの出来事並びに学校の子どもや教育施設に対する攻撃に由来するものを含む、パレスチナ人の教育に対する権利のあらゆる侵害を止めることを求める。

12. イスラエルに対し、国際連合人権機関と協力していることによるものを含む、占領下のパレスチナ領域においてパレスチナ人の権利を平和的に擁護している人権擁護者に対するいかなるいやがらせ、脅迫および報復を終わらせることをまた求める。

13. イスラエルの監獄と拘禁センターにおけるパレスチナ人の収監者および拘禁された者の状況について深い懸念を表明し、イスラエル（占領権力）が、拘留中の全てのパレスチナ人収監者および拘禁された者に向けた同国の国際法の義務を十分に尊重し且つ遵守することを要求し、そして行政的拘禁の甚だしい継続的使用について懸念をまた表明し、拘留中の死のあらゆる事例に対する

迅速且つ独立した調査のため、2012年5月に達した合意の完全な実施を求めまたイスラエルに対し、その拘禁が国際法に従っていないあらゆるパレスチナ人収監者を釈放することをまた求める。

14. イスラエルが、占領下のパレスチナ領域からイスラエル領域に収監者を移送する政策を止め、そしてジュネーブ第四条約の第76条の下でのその義務を完全に尊重することを要求する。

15. イスラエルに対し、パレスチナ人の子どもの逮捕、拘禁および／または裁判は、当然、子どもの権利に対する尊重を確保するために必要な保証の提供が不足していることになりまた非差別に対する子どもの権利を侵す軍事裁判所で子どもに対する刑事手続を開くことを慎むことを含んで、児童の権利に関する条約に沿っていることを確保することを促す。

16. イスラエル（占領権力）が、全てが特にパレスチナの人々の人権と平和的解決への期待について重大且つ有害な影響を有している、同国の入植活動、壁の建設および東エルサレム内とその周辺を含む占領下のパレスチナ領域の性格、地位および人口構成を変更することを目的とした他のあらゆる措置の全てを止めることを要求する。

17. イスラエル（占領権力）が、国際司法裁判所が2004年7月9日に下した勧告的意見において言及したようにまた2004年7月20日のES-10/15および2003年10月21日のES-10/13の総会決議で要求したように、国際法のもとでのその義務を遵守することおよびパレスチナの人々の人権と社会経済的生活条件に重大な影響があった、同国が東エルサレム内およびその周囲を含む占領下のパレスチナ領域における壁の建設を直ちに止めそこに位置する構造物を直に取り壊し、そこに関連する全ての法的および取締行為を廃止するか若しくは無効にし、そして壁の建設が原因となった全ての損害に対し賠償することもまた要求する。

18. イスラエルに対し、既に強制移転または立ち退きの対象となったパレスチナ地域共同体のもともとの住居への帰還を促進するため、そして適切な住居と法的な保有の安全を確保するため、とりわけヨルダン溪谷の脆弱な地区、エルサレム周辺および南へブロン丘における、パレスチナ人の強制的な移転若しくは強制的な立ち退きを結果として生じさせたなんらかの破壊あるいは破壊計画を直ちに止めることを求める。

19. イスラエルに対し、占領下のパレスチナ領域における水資源の割り当ては、差別的でないことまた西岸のパレスチナ住民に過剰に影響する水不足の結果を生じさせないことを確保し、また地域の一般人の井戸の破壊により影響を受けた、ヨルダン溪谷を含む、西岸の水道基幹施設、屋上水タンクおよび1967年以降の軍事および入植者活動の下にある他の水道や灌漑施設の回復を促進するための緊急の措置を講じることを促す。

20. 家の破壊、パレスチナ人居住者の立ち退き、宗教的および歴史的場所の中また周りでの発掘、町および全体としての地域の性格、地位や人口構成を変更することを目的とした他の全ての意法的措置を含む、占領下の東エルサレムにおける違法なイスラエルの行動に憂慮する。

21. 次のことについて深刻な懸念を表明する。

(a) 東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域にある聖地に対するキリスト教およびイスラム教の参拝者のアクセスを妨げるイスラエルが課した制限、そして宗教または信念を理由とした非差別並びに全ての宗教的場所の保護とそこへの平和的アクセスの保証を含めることをイスラエルに求める。

(b) 占領下の東エルサレムおよびより広い地域における、聖地の現状の地位を違法に変更することを目的とした試みに由来するものを含む、増加している緊張。

22. そのことによって多くの家族の生活が悪く影響される、イスラエル国民と東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域に居住している人との間の家族の再統合の可能性を、極稀な例外で、一時停止する、クネセトによる市民権およびイスラエル入国法に重大な懸念を表明する。

23. 加盟国に対し、とりわけガザ地区における財政危機と悲惨な社会経済的および人道的状況を緩和するためのパレスチナの人々に対する緊急援助を提供し続けることを促す。

24. パレスチナの一般住民に対し極めて重要な公共サービスを提供するための、また市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利を含む、人権の促進のためのパレスチナの機関および社会資本を保存しまた開発する必要性を強調する。

25. イスラエルが、あらゆる関連する国際連合諸決議を遵守しそして人権理事会、全ての特別

手続および国際連合人権高等弁務官事務所と協力する必要性を強調する。

26. 事務総長に対し、人権理事会の第 28 会期にこの決議の実施に関して報告することを要請する。

27. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

第 56 回会合

2014 年 3 月 28 日

[46 対 1 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アルジェリア、アルゼンチン、オーストリア、ベナン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、チリ、中国、コンゴ、コスタリカ、コートジボワール、キューバ、チェコ共和国、エストニア、エチオピア、フランス、ガボン、ドイツ、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、カザフスタン、ケニヤ、クウェート、モルディブ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、パキスタン、ペルー、フィリピン、大韓民国、ルーマニア、ロシア連邦、サウジアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、旧ユーゴスラビア・マケドニア共和国、アラブ首長国連邦、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、ベネズエラ（ボリバル共和国）、ベトナム

反対：

アメリカ合衆国]